

# 東葛モラルアップ通信 令和5年12月号



「チーム東葛飾 すべては子供たちの未来のために！」

～変革と創造～

東葛飾教育事務所・モラルアップ推進会議



## 今月のテーマ「交通安全(飲酒運転)」

令和5年もういよいよ年末となりました。この時期から年始にかけて、飲酒の機会や、イベント等への参加が多くなると思います。また、冬季休業等、外に出かける機会も増えてくるのではないのでしょうか。

今月は「交通安全」をテーマとし、飲酒を伴うケースを中心に取り上げます。交通事故は県民の信頼を大きく損なうことを理解すると同時に、出退勤の途中や休日の運転についても注意義務の履行を徹底し、より一層の安全運転を心掛ける必要があります。

# 飲酒運転は犯罪です

(身分上の義務違反)



		行政処分	刑事処分	懲戒処分
飲酒運転と なることを 知りながら	<b>酒酔い運転</b> 酔った状態での運転	無条件で <b>35点</b> 欠格期間* <b>3年</b> <b>免許取消し</b>	<b>5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金</b>	<b>免職</b>
	<b>車両提供者 酒類提供者 同乗者</b>	<b>運転者と同等</b>	<b>3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金</b>	<b>免職又は停職</b>
飲酒運転と なることを 知りながら	<b>酒気帯び運転</b> 一定基準(呼気中濃度 0.15 mg/ℓ、血中濃度 0.3 mg/ml)以上のアル コールを体内に保有し た状態での運転	呼気中濃度 0.25 mg/ℓ 以上 <b>25点</b> 欠格期間 <b>2年</b> <b>免許取消し</b> 呼気中濃度 0.15 mg/ℓ 以上 0.25 mg/ℓ 未満 <b>13点</b> <b>免許停止(90日)</b>	<b>3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金</b>	<b>免職又は停職</b>  事故発生の場合は <b>免職</b>
	<b>車両提供者 酒類提供者 同乗者</b>	<b>運転者と同等</b>	<b>2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金</b>	<b>免職又は停職</b>

運転者以外にも厳しい罰則があります!

※運転免許の再取得ができない期間

「道路交通法」「懲戒処分の指針(千葉県教育委員会)」より抜粋

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」

- 一、飲酒運転は絶対にしない。
- 一、運転の予定があるときは飲酒しない。
- 一、飲酒運転を行う恐れのある人に対し、酒類を提供しない。
- 一、飲酒運転であることを知りながら、その車両に同乗しない。
- 一、飲酒運転を発見したときは、速やかに警察に通報する。

飲酒運転は  
絶対しない  
させない  
許さない

令和5年9月19日

教総第837号・教職第562号

「職員の綱紀の肅正について（通知）」より

アルコールが身体に及ぼす影響

言動にも十分注意が必要です。

一般的にはアルコール摂取後1～2時間程度で、血中濃度が最も高くなるといわれています。体内のアルコールは、**脳の働きを麻痺させ、安全な運転に必要な情報処理能力をはじめ、注意力、判断力等を低下させます。**

体内でアルコールを分解するには、アルコール1単位（20g前後の純アルコールを含む酒類の量）あたり4～5時間かかります。下の表は、お酒の種類別に1単位量を表しています。ただし、**体質や体調等によって、分解に必要な時間は変化することもおきましょう。**



【アルコール1単位量の目安】

ビール	日本酒	ウイスキー	ワイン	チューハイ	焼酎
					
500ml	180ml	60ml	200ml	350ml	100ml
中瓶又はロング缶	1合	ダブル1杯	グラス2杯	7%のもの	25度のもの

あなたは **大丈夫** ですか？

- 飲酒は、たとえ少量であっても、判断力や運動機能の低下を招くことを認識すること。
- やむを得ず、飲酒を伴う会合に車やバイク等で行った場合は、事前に帰宅する際の交通手段を手配するなど、飲酒後、誤って車やバイクを運転しないこと。
- 車を運転する者に飲酒させた者、同席していた者も罪に問われることを認識し、お互いに声を掛け合って、節度ある行動をすること。
- 夜遅くまで飲酒した場合の翌朝や、飲酒後、仮眠をとった場合でも、体内にアルコールが残っている可能性があるため、自家用車等の運転を控えること。

「常に見られている」という意識を持ち、  
教育公務員としての責任を自覚しましょう。